

「旭川市建設工事等共同企業体運用基準」の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
1 ～ 1 2 （略） <u>附 則</u> <u>この運用基準は、令和 8 年 9 月 1 日から適用する。</u>	1 ～ 1 2 （略） 附則追加

「（工事）別紙 共同企業体協定書」の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 1 8 条 （略） ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__ 通__を作成し、各構成員が記名押印し、各自が所持するものとする。 （以下略）	第 1 条～第 1 8 条 （略） ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書<u>正本 通及び副本 1 通</u>を作成し、各構成員が記名押印の上、<u>本については構成員各自が所持し、副本については、競争入札参加資格審査申請等のため旭川市長に提出する。</u> （以下略）

「（業務）別紙 共同企業体協定書」の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
第 1 条～第 1 8 条 （略） ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__ 通__を作成し、各構成員が記名押印し、各自が所持するものとする。 （以下略）	第 1 条～第 1 8 条 （略） ほか 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書<u>正本 通及び副本 1 通</u>を作成し、各構成員が記名押印の上、<u>本については構成員各自が所持し、副本については、競争入札参加資格審査申請等のため旭川市長に提出する。</u> （以下略）